

26年度補正予算案など18案件を可決

26年第3回定例市議会が9月2日から9月26日まで行われ、26年度補正予算案など18案件を審議し、17案件が原案通り可決、1案件が修正案で可決されました。

※新規制定条例の条文は情報公開室でご覧いただけます

予算案

■26年度八千代市一般会計補正予算（第2号）歳入歳出それぞれ4億1,256万8,000円を追加し、総額606億181万円。普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額等の確定、労務単価及び資材単価の上昇に伴う一定の既契約工事におけるインフレスライド条項の適用、焼却炉施設基幹的設備改良事業に伴う可燃ごみの外部処理業務委託のほか、八千代台1号跨線歩道橋工事委託、街頭防犯カメラ設置工事、応急医療救護活動用医療品に係る負担金、施設の老朽化対策や県補助事業を活用した諸施策など、市民生活に係る緊急課題へ対応するものです。

■26年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）歳入歳出それぞれ5,466万7,000円を追加し、総額92億6,933万4,000円。



▲八千代台1号跨線歩道橋

条例案

■八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について【修正可決】市民ギャラリーを設置するため、条例を提出。第11条開館時間及び第17条別表備考1について、「午前10時」を「午前9時」に、「午後5時」を「午後

8時」に改める。また、第17条別表の使用料について、「3,700円、5,200、5,200、3,700、3,900、7,000」を「5,800円、8,100、8,100、5,800、6,100、10,900」に改める。当該修正部分に対して市長は再議権を行使し、この議決の効力を留保した後10月9日の臨時議会で再審議されました。（臨時会の議決結果については、11月1日号に掲載予定）

■八千代市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について 有料公園施設等（文化・福祉施設も含む）について、指定管理者による管理をすることができない場合に、市長が直接これを行うことができるようにするため、関係する条例を一括して改正。

■八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 建築物の容積率の算定方法を改める等のため、条例を改正。

■八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正。

■やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について やちよ農業交流センターについて、指定管理者による管理をすることができない場合に、市長が直接これを行うことができるようにするほか、市内産の農産物以外も展示及び販売できることとする等のため、条例を改正。

■八千代市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について 貸付けの対象者を拡大するため、条例を改正。

■八千代市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について 中央図書館を設置するほか、緑が丘図書館及び中央図書館について、指

定管理者制度を導入するため、条例を改正。

■八千代市地区計画建築審議会条例を廃止する条例の制定について 八千代市地区計画建築審議会を廃止するため、条例を廃止。

その他

■議決事件の一部変更について（ふれあいの農業の郷歩道橋（下部工）工事） 場所打ち杭における鉄筋かご組立てに係る工法の変更、養生用大型土のうの追加及びポンプ排水方法の変更が生じたため、変更契約を締結。

■財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）） 6,458万4,000円で長野ポンプ株式会社東京営業所から取得。

■財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型）） 8,326万8,000円で長野ポンプ株式会社東京営業所から取得。

■財産の取得について（非常備消防車両） 3,520万8,000円で株式会社モリタ東京営業部から取得。

■決算認定について 25年度八千代市一般会計及び特別会計決算を認定。

■八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 25年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金3億9,698万7,700円を減債積立金に積み立て。25年度八千代市水道事業会計決算を認定。

■八千代市公共下水道事業会計決算の認定について 25年度八千代市公共下水道事業会計決算を認定。

■専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会委員の選任について） 26年7月31日付けで退職することに伴い、新たに三橋正道氏を選任することを、26年7月28日付けで専決処分。

問い合わせは 画483-1151（代表）

予算案／財政課

条例案・その他／総務課

については、市役所市民課へご連絡ください。※県ホームページ平成28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します」には詳しい内容が掲載されています（市民税課）

教育委員会委員長に石井伸一さん

任期満了に伴い、10月1日付けで、教育委員会委員長に石井伸一さん、同職務代理人に伊藤道子さんが就任しました。（教育総務課）

選挙シリーズ③ 禁止される選挙運動

立候補の届出後、選挙運動ができるようになって、次の行為は禁止されています。

■戸別訪問 投票依頼などの目的で、住居、会社などを戸別に訪ねる。また、戸別に演説会の開催や演説を行うことを告知する行為や特定の候補者の氏名などを言い歩くこと

■署名運動 特定の候補者に投票するようにまたは、しないようにする目的で、選挙人に対して署名運動をすること

■人気投票の公表 公職につくべき人を予想する人気投票の経過または結果を公表すること

■飲食物の提供 選挙運動に関し、飲食物を提供すること（湯茶や茶菓子、運動員と労務者に対する一定限度の弁当を除く）

■氣勢を張る行為 自動車を連ねたり、隊列を組んで往来したりすること

■買収・供応 選挙人などに対して金銭や物品を与えたり、接待したりすること

市議会議員選挙は12月14日(日)告示、12月21日(日)投票日

立候補予定者説明会を10月20日(月)午後1時30分から開催。場所は市農業協同組合(農業会館)4階大ホール/大和田新田640-1 (選挙管理委員会)

ファミリー・サポート・センターの協力会員を募集します

ファミリー・サポート・センターでは、子育て中の家庭の支援として、お子さんの預かりや保育施設・小学校への送迎などの一時的・補助的な支援を会員同士で行っています。子育てのお手伝いができる「協力会員」の登録を受け付けています。

年齢、性別、資格などは問いませんが、基礎研修会（要予約）を一日受講していただきます。

▼基礎研修会の日時/場所 11月5日(水)午前9時30分～午後2時30分/すてっぷ21勝田台 ▼申し込み・問い合わせ 祝日を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後4時に電話でファミリー・サポート・センター画(487)8300へ